



特別定額給付金等の専決処分について

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月20日）を踏まえた補正予算（令和2年4月30日成立）を活用し、特に緊急性が高い次の給付金について、補正予算（225億9,600万円）を専決し、迅速な支給に取り組む。

1 生活に困っている人々への支援

(1) 特別定額給付金（223億3,400万円）

（内訳：給付金221億円，事務費2億3,400万円）

【概要】

基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている者について、一人あたり10万円を支給

（対象者数）221,000人

（受給者）原則、対象者の属する世帯主

（申請受付）5月7日（木）からコールセンターを設置し、オンライン申請受付を開始

（支給時期）オンライン申請による支給は5月21日（木）からを予定

※郵送申請は5月末から申請書発送、令和2年6月1日（月）から受付開始予定

※支給には郵送申請受付開始から3ヶ月以内の申請が必要

(2) 子育て世帯臨時特別給付金（2億6,200万円）

（内訳：給付金2億4,700万円，事務費1,500万円）

【概要】

基準日（令和2年3月31日）において、児童手当（本則給付）の対象となる児童について、一人あたり1万円を支給

（対象者数）24,700人（公務員含む）

（受給者）児童手当（本則給付）の受給者

（案内送付）一般支給対象者（受給拒否をする場合は届出が必要）

5月26日（火）からを予定

（支給時期）一般支給対象者

6月22日（月）からを予定

※受給者が公務員の場合、手続きが異なるため一般支給対象者より若干支給が遅れる

2 事業実施に伴う財源

全額国庫支出金により実施